

府中市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等及び相談支援事業者、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して、各法及び通知等に基づき府中市（以下「市」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、総合支援法、児童福祉法並びに東京都若しくは市の条例又は規則で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等のサービスの質の確保、自立支援給付、障害児通所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化及び業務管理体制の適正な整備・運用を図り、障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 指導は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱い及び自立支援給付等に係る請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うものとして実施する。

(指導形態等)

第4条 指導の形態は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次のいずれかにより、指導の対象となるサービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う。なお、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

ア 一般指導 市が単独で行うもの

イ 合同指導 市が東京都等と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第5条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については次に掲げる選定基準及び一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

ア 基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等に係る請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

イ その他、集団指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 国や東京都の示す指導重点項目に基づきサービス事業者等を選定する。

イ その他、実地指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

2 サービス事業者等に対し、都道府県及び他の区市町村が指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針及び実施計画)

第6条 効果的かつ統一的な指導を実施するため、東京都が定める障害福祉サービス事業者等実地検査実施方針（以下「実施方針」という。）に沿って行うものとする。

2 実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を別に作成するものとする。

(調査書等の提出)

第7条 指導の実施にあたって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要な書類等の提出を求めることができる。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等に係る支給関係事務及び請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、必要な情報提供を行うこととする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を書面により、当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知すると当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書を交付することによって行うものとする。

イ 指導方法

実地指導は、指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められる事項については、後日、書面により指導結果を通知する。

エ 改善報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、書面により改善を指摘した場合は、指

導結果通知の発送日から30日以内に、改善報告書の提出を求める。

オ 指導体制

指導体制は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(指導後の措置等)

第9条 実地指導の結果に応じて、次に定めるとおり措置等を行う。

- (1) 指摘した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、必要に応じて再度実地指導等を行う。
- (2) 第11条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- (3) サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付等に係る請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、自立支援給付等の自主返還等を行うよう指導する。

(監査方針)

第10条 監査は、サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付等に係る請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うものとする。

(監査の選定基準)

第11条 監査は、サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付等に係る請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。
- (6) 業務管理体制の監査については、指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚したとき。

(監査実施方法等)

第12条 監査の実施方法は、次に定めるとおりとする

(1) 事前調査

原則として監査を実施する前に自立支援給付等に係る請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、サービス事業所等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。

(2) 監査の実施

ア 前条に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付したうえで、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行う。

イ 指定権限のないサービス事業者等について実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事又は区市町村長に対し行うものとする。なお、サービス等に関して、複数の区市町村に関係がある場合には、東京都に総合的な調整を依頼するものとする。

ウ 指定基準違反等と認めるときは、書面により指定権限のある都道府県知事又は区市町村長に通知を行うものとする。この場合において、東京都と市が同時に実地検査等を行っている場合には、当該通知を省略することができるものとする。

(3) 監査調書の作成

監査後、監査調書を作成する。

(4) 監査体制等

原則として、実地指導の指導班を中心に2名以上の監査班を編成する。

(監査結果の通知等)

第13条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

(監査後の措置)

第14条 市が指定権限を有しているサービス事業者等に対する監査後の措置は、次に定めるところによる。

(1) 勧告

ア 監査の結果、サービス事業者等が従業者の知識や技能、人員について基準に適合していない場合や、基準に従って適正に事業を運営していないと認められる場合には、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告する。

イ アの規定による勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消し等

ア 総合支援法第51条の29の2または児童福祉法第24条の36のいずれかに該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

イ アに定める指定の取消し等を行う場合は、府中市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年9月27日規則第29号）に基づいて行うものとする。

(4) 行政処分所管部署への通知

勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかったときや、監査の結果取消等処分に該当すると認められるときは、命令及び取消等処分の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署へ通知する。

(経済上の措置)

第15条 監査後の経済上の措置は、次に定めるところとする。

(1) 監査の結果、当該サービス事業者等において、サービス内容又は自立支援

給付等に係る請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収（返還金）として返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(2) (1)に基づく返還が生じる場合、返還期間は5年間とする。

(東京都への通知)

第16条 指導または監査を行った結果を東京都に通知する。

(関係機関等との連携)

第17条 指導の効果を高めるために、東京都及び他の区市町村並びに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて国及び東京都に報告するものとする。

(情報提供)

第18条 指導結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成28年8月10日から施行する。